

平成13年 1月23日 薬事分科会確認
平成14年 6月12日 一部 改 正
平成15年 6月26日 一部 改 正
平成15年 9月22日 一部 改 正
平成15年12月11日 一部 改 正
平成16年 4月 1日 一部 改 正
平成17年 4月 1日 一部 改 正
平成18年10月 1日 一部 改 正

薬事分科会における確認事項

○ 医薬品等の承認申請等のうち審議会に諮問するものの取扱い

1. 承認申請された医薬品等について、審議会への諮問の要否の判断は、別添の表に示す例により事務局において行うこととし、例により難い場合は担当部会長の意見を聞いて決定する。事務局は、承認申請後速やかに諮問を行い、諮問を行った品目の概要及び当該品目の調査審議を調査会が行うものにあっては担当調査会名について、定期的に担当部会に報告する。なお、事務局は諮問の要否の判断の経緯及び根拠を記録に残すこととする。
2. 調査会を設ける部会の部会長は傘下の調査会に対し、当該調査会が調査審議すべき事項の範囲を文書で示すこととする。
3. 審議会に諮問を行ったものについての部会、分科会での審議又は報告の扱いは原則として別添の表に示す例による。部会は、審議終了後、分科会における審議又は報告の扱いの案を作成し、分科会長の承認を得るものとする。また、表に示す例のいずれにも該当しない場合は、その都度、担当部会長の意見を参考に分科会長が決定する。
4. 日本薬局方(薬事法第41条に定めるもの)の一部改正については部会審議、分科会報告の扱いとし、全面改正(大改正)の場合は、部会審議、分科会審議の扱いとする。
5. 個別の医薬品等の承認に係る基準(薬事法42条に基づき定めるもの及びこれに準ずるもの)の一部改正(医薬品各条の制定、改正等)については、部会審議、分科会報告の扱いとし、全面改正(基準の廃止、制定)の場合は部会審議、分科会審議の扱いとする。
6. 生物由来製品の指定(薬事法第2条第9項及び第10項に規定するもの)の、個別品目の一一部追加については、品目の承認に係る審議と同様の審議区分において部会審議、分科会審議又は報告の扱いとし、全面改正の場合は、部会審議、分科会審議、一部変更については、部会審議、分科会報告の扱いとする。
7. 医療機器のクラス分類、特定保守管理医療機器の指定(薬事法(平成17年施行の部分)第2条第5項から第8項までに規定するもの)の、個別品目の一一部追加については、品

目の承認に係る審議と同様の審議区分において部会審議、分科会審議又は報告の扱いとし、全面改正の場合は、部会審議、分科会審議、一部変更については、部会審議、分科会報告の扱いとする。

8. 医療機器の基準(薬事法第41条(平成17年施行の部分)第3項に定めるもの)の一部改正については、部会審議、分科会報告の扱いとし、全面改正(基準の廃止、制定)の場合は、部会審議、分科会審議の扱いとする。
9. 一般用医薬品の区分の指定及びその変更(薬事法第36条の3第3項に規程するもの)については、部会審議、分科会報告の扱いとする。
10. 分科会における「審議」、「報告」の扱いの区別のうち、「報告」は事後報告(答申後)で差し支えないこととする。
11. 分科会審議の案件のうち、「社会的関心の極めて高い医薬品」については、部会における審議終了後、分科会における審議に際して、主要資料(主要な臨床試験成績の概要及び公表文献リスト)を公表し、一般からの意見を収集し、これを添えて分科会における審議の参考とする必要なものを決定する。

○ 薬事法に基づき審議会に報告するものの取扱い

1. 薬事法(昭和35年法律第145号)第68条の8第2項に基づく報告については、血液事業部会、医薬品等安全対策部会及び医療機器安全対策部会審議、薬事分科会報告の扱いとする。
2. 薬事法(昭和35年法律第145号)第77条の4の4第1項に基づく報告については、医薬品等安全対策部会及び医療機器安全対策部会審議、薬事分科会報告の扱いとする。

○ 特殊疾病を定める政令の制定又は改廃の諮問の取扱い

薬事法第67条第2項に規定する政令の制定又は改廃のうち、他の法令の改正等に伴う立法技術的な政令の改正については、同項ただし書に規定する軽微な事項として、審議会への諮問を要しないこととする。

○ 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づき審議会に諮問するものの取扱い

1. 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号。以下「血液法」という。)第10条第3項に基づき、審議会に諮問を行ったもの(献血推進計画の策定又は変更)については、血液事業部会審議、薬事分科会報告の扱いとする。

2. 血液法第11条第3項に基づき、審議会に諮問を行ったもの(献血受入計画の認可)については、血液事業部会審議、薬事分科会報告の扱いとする。
3. 血液法第25条第5項に基づき、審議会に諮問を行ったもの(需給計画の策定又は変更)については、血液事業部会審議、薬事分科会報告の扱いとする。
4. 血液法第29条に基づき、審議会に諮問を行ったもの(採血事業者に対する指示その他血液製剤の安全性の向上のために必要な措置)については、原則として、血液事業部会審議、薬事分科会報告の扱いとする。
ただし、血液事業部会長が薬事分科会の審議を要すると判断したものについては、薬事分科会審議とする。
5. 薬事分科会における「報告」は、事後報告(答申後)で差し支えないこととする。

○ 指定薬物の指定のために審議会に諮問するものの取扱い

1. 薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第14項に基づき審議会に諮問をおこなったもの(指定薬物の指定)については、原則として、指定薬物部会審議、薬事分科会報告の扱いとする。
ただし、指定薬物部会長が薬事分科会の審議を要すると判断したものについては、薬事分科会審議とする。
2. 薬事分科会における「報告」は、事後報告(答申後)で差し支えないこととする。

○ 毒物及び劇物取締法に基づき審議会に諮問するものの取扱い

1. 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)第23条の2に基づき審議会に諮問を行ったもの(法第16条に基づく毒物又は劇物の運搬、貯蔵その他の取扱いについての技術上の基準並びに法別表第1第28号、法別表第2第94号及び法別表第3第10号に基づく毒物、劇物及び特定毒物の指定)については、原則として、毒物劇物部会審議、薬事分科会報告の扱いとする。
ただし、毒物劇物部会長が薬事分科会の審議を要すると判断したものについては、薬事分科会審議とする。
2. 薬事分科会における「報告」は、事後報告(答申後)で差し支えないこととする。

3. 法第23条の2に規定する政令の制定又は改廃のうち、他の法令の改正等に伴う立法技術的な政令の改正については、同項ただし書に規定する軽微な事項として、審議会への諮問を要しないこととする。

○ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律等に基づき審議会に諮問するものの取扱い

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律及び有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、届出のあった新規化学物質等について、審議会への諮問の要否の判断は、別添の表に示す例により行うこととし、例によりがたい場合は、化学物質安全対策部会長の意見を聞いて決定する。

なお、事務局は諮問の要否の判断の経緯及び根拠を記録に残すこととする。

2. 審議会に諮問を行ったものについての部会、分科会での審議又は報告の扱いは、原則として別添の表に示す例による。

ただし、化学物質安全対策部会長が薬事分科会の審議を要すると判断したものについては、薬事分科会審議とする。

3 薬事分科会における「報告」は、事後報告(答申後)で差し支えないこととする。

○ 新規化学物質の判定等のうち審議会に諮問せず事務局で処理するものの取扱い

事務局で処理する新規化学物質等については担当の調査会に相談して処理するものとする。調査会は事務局の要請により助言・指導を行い、その結果を化学物質安全対策部会に報告することとする。

1 医療用医薬品(体外診断薬を除く)

		医薬品の範囲	部会	分科会	諮問の有無
薬事・食品衛生審議会に諮問する医薬品	部会審議	1 新有効成分含有医薬品。ただし、本表の3に該当するものを除く。	○	○	有
		2 申請医薬品の適用、毒性、副作用からみて慎重に審議する必要があると部会の意見に基づき、分科会長が決定するもの。(遺伝子治療用医薬品等全く新規の技術に基づく医薬品、抗悪性腫瘍剤のうち重篤な副作用の多いもの、経口避妊薬)	○	○	有
		3 新有効成分含有医薬品。ただし、その医薬品が既承認医薬品等の塩類、誘導体、置換体等であってその薬理作用が既承認医薬品等と類似のもの。	○	△	有
		4 新医療用配合剤。ただし、本表の11に該当するものを除く。	○	△	有
		5 新投与経路医薬品	○	△	有
		6 明らかに異質の効能を追加しようとする新効能医薬品	○	△	有
		7 用量の大幅な増量により、異なる作用機序を期待するか又は新しい効能を追加しようとする新用量医薬品。	○	△	有
		8 徐放化等の薬剤学的変更により、用法・用量が大幅に異なる新剤型医薬品	○	△	有
	部会報告	9 新効能医薬品。ただし、本表の6に該当するものを除く。	△	×	無
		10 新用量医薬品。ただし、本表の7に該当するものを除く。	△	×	無
		11 類似処方医療用配合剤	△	×	無
	事務局で処理する医薬品	12 既承認医薬品等と、有効成分、用法、用量、効能が同一であるか又は用法、用量、効能がその範囲内である医薬品。	×	×	無

注)○印は審議、△印は報告、×印は審議・報告なしを示す。

1の2 医療用医薬品(体外診断薬を除く)の再審査及び再評価

		区分	部会	分科会	諮問の有無
再審査期間の延長		再審査期間の延長に係る意見を述べること。	○	△	有
再評価指定		再評価指定に係る意見を述べること。	○	△	有
再審査及び再評価対象品目の審議	1	品質、有効性及び安全性の問題から、承認の取り消しが必要と認められるもの。	○	○	有
	2	品質、有効性及び安全性の問題から、承認事項の一部変更が必要と認められ、部会で審議されたが、その結果さらに分科会での審議が必要と認められたもの。	○	○	有
	3	品質、有効性及び安全性の問題から、承認事項の一部変更が必要と認められたもの。	○	△	有
	4	上記の1～3のいずれにも該当しないもの。 但し、承認事項の一部変更が必要と認められる場合であっても、それが行政上緊急に措置をとる必要がない場合、(例えば、効能・効果の名称を現在の医学・薬学的常識から判断して適当なものに変更する場合)は、上記2、3には該当せず、指導で行なわせる。	△	×	無

2 体外診断用医薬品

		品目	部会	分科会	諮問の有無
1	測定項目または原理が新しいもの		△	×	無
2	承認基準外品目(HIV、HCV、HDV、HTLV、病原体遺伝子検査項目、ヒト遺伝子検査項目)、承認基準不適合品目の一項(新たな臨床的意義を有するもの等)、血液型判定用抗体基準の改正を要する品目		△	×	無
3	その他		×	×	無

注)○印は審議、△印は報告、×印は審議・報告なしを示す。

3 一般用医薬品(殺虫剤を除く)

	品 目	部 会	分 科 会	諮 問
1	新有効成分含有医薬品	○	△	有
2	既承認の一般用医薬品の有効成分として含有されていない成分を含有するもの	○	△	有
3	既承認の一般用医薬品と有効成分の組合せ、効能、用量等が異なるもの	△	×	無
4	その他	×	×	無

4 医薬部外品(殺虫剤を除く)

	品 目	部 会	分 科 会	諮 問
1	新有効成分含有医薬部外品	○	△	有
2	新配合成分等	△	×	無
3	その他	×	×	無

5 殺虫剤(医薬品及び医薬部外品)

	品 目	部 会	分 科 会	諮 問
1	新有効成分含有医薬部外品	○	△	有
2	殺虫製剤たる既承認医薬品及び医薬部外品と成分組成、用法、効能、剤型のいずれかが異なるもの	△	×	無
3	その他	×	×	無

6 化粧品

	品 目	部 会	分 科 会	諮 問
1	新配合成分等	△	×	無
3	その他	×	×	無

注)○印は審議、△印は報告、×印は審議・報告なしを示す。

7 医療機器

		医療機器及びその基準の範囲			部会	分科会	諮問の有無
薬事・食品衛生審議会に諮問する医療機器	薬事分科会審議	1 新構造医療機器 (既承認医療機器と基本的な構造・原理が異なり、全くの新規性を有する医療機器)		○	○	○	有
	部会審議	2 申請医療機器の、効能又は効果、使用目的、使用方法、性能、予想される不具合等からみて慎重に審議する必要があると部会の意見に基づき分科会長が決定するもの		○	○	○	有
	委員会で処理する医薬品	3 クラスIV医療機器のうち、生体組織・細胞を利用したもの及び新規性のあるもの (クラスIV医療機器のうち、効能又は効果、使用目的、使用方法、性能が既承認医療機器と明らかに異なる医療機器)		○	△	△	有
		4 クラスIII医療機器のうち、新規性のあるもの (クラスIII医療機器のうち、効能又は効果、使用目的、使用方法、性能が既承認医療機器と明らかに異なる医療機器)		○	△	△	有
		5 クラスII医療機器のうち、新規性のあるもの (クラスII医療機器のうち、効能又は効果、使用目的、使用方法、性能が既承認医療機器と明らかに異なる医療機器)		○	△	△	有
	委員会で処理する医薬品	6 クラスIV医療機器 ただし、本表の3に該当するものを除く。		△	×	×	無
		7 クラスIII医療機器のうち、臨床試験成績の評価を必要とするもの ただし、本表の4に該当するものを除く。		△	×	×	無
		8 上記1～7に該当しない医療機器のうち、特に必要があると認められるもの		△	×	×	無
	事務で局処理のみ	9 上記1～8に該当しない医療機器		×	×	×	無

注)○印は審議、△印は報告、×印は審議・報告なしを示す。

7の2 医療機器の再審査及び再評価

		区分	部会	分科会	諮問の有無
再審査期間の延長		再審査期間の延長に係る意見を述べること。	○	△	有
再評価指定		再評価指定に係る意見を述べること。	○	△	有
再審査及び再評価対象品目の審議	1	品質、有効性及び安全性の問題から、承認の取り消しが必要と認められるもの。	○	○	有
	2	品質、有効性及び安全性の問題から、承認事項の一部変更が必要と認められ、部会で審議されたが、その結果さらに分科会での審議が必要と認められたもの。	○	○	有
	3	品質、有効性及び安全性の問題から、承認事項の一部変更が必要と認められたもの。	○	△	有
	4	上記の1～3のいずれにも該当しないもの。 但し、承認事項の一部変更が必要と認められる場合であっても、それが行政上緊急に措置をとる必要がない場合、(例えば、効能及び効果の名称を現在の医学・薬学・工学的常識から判断して適当なものに変更する場合)は、上記2、3には該当せず、指導で行なわせる。	△	×	無

注)○印は審議、△印は報告、×印は審議・報告なしを示す。

8 生物由来技術

		区分	部会	分科会	諮問の有無
薬事分審科議会	1	生物由来技術に基づく基準適合性の確認において、安全性からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、分科会長が決定するもの。 (遺伝子治療用医薬品、遺伝子組換え生ワクチン及び細胞組織利用医薬品等のうち全く新規の技術に基づく医薬品の基準適合性確認等)	○	○	有
部会審議	2	遺伝子治療用医薬品及び細胞組織医薬品・医療機器の基準適合性の確認(1に掲げるものを除く。) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第4条に基づく第一種使用規程の承認及び第13条に基づく遺伝子組換え技術応用医薬品(GILSP以外)の拡散防止措置の確認	○	△	有
事務局で処理※	3	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第13条に基づく遺伝子組換え技術応用医薬品(GILSP)の拡散防止措置の確認	△	×	無
	4	遺伝子治療用医薬品、細胞組織医薬品・医療機器に係る基準適合性確認事項の一部変更	△	×	無

注1)○印は審議、△印は報告、×印は審議・報告なしを示す。

注2)法第42条に基づく生物由来原料基準、その他基準等の制定、廃止等については、薬事分科会審議、一部改正については、部会審議とする(「薬事分科会における確認事項」による)。

※ 動物用医薬品等については調査会又は小委員会で処理。

9 動物用医薬品(動物用体外診断用医薬品及び動物用医薬品殺虫剤(但し、動物に直接適用する殺虫剤を除く。)を除く。)

		動物用医薬品の範囲	調査会	部会	分科会	諮問の有無
薬事・食品衛生審議会に諮問する医薬品	部会審議	1 新有効成分含有動物用医薬品。ただし、本表の3に該当するものを除く。	○	○	○	有
		2 申請動物用医薬品の適用、毒性、副作用、人体の健康に対する影響からみて慎重に審議する必要があるとの部会の意見に基づき、分科会長が決定するもの。	○	○	○	有
		3 新有効成分含有動物用医薬品。ただし、その動物用医薬品が既承認医薬品及び既承認動物用医薬品の塩類、誘導体、置換体等であってその薬理作用が既承認医薬品及び既承認動物用医薬品と類似のもの及び動物用生物学的製剤。	○	○	△	有
		4 既承認動物用医薬品と有効成分が異なるもの。ただし、本表の1及び3に該当するものを除く。	○	○	△	有
		5 新動物用配合剤。ただし、本表の12に該当するものを除く。	○	○	△	有
		6 新投与経路動物用医薬品	○	○	△	有
		7 明らかに異質の效能を追加しようとする新効能動物用医薬品	○	○	△	有
		8 用量の大幅な増量により、異なる作用機序を期待するか又は新しい効能を追加しようとする新用量動物用医薬品	○	○	△	有
		9 徐放化等の薬剤学的変更により、用法・用量が大幅に異なる新剤型動物用医薬品	○	○	△	有
	調査会にして処理談	10 新効能動物用医薬品。ただし、本表の7に該当するものを除く。	○	△	×	無
		11 新用量動物用医薬品。ただし、本表の8に該当するものを除く。	○	△	×	無
		12 類似処方動物用配合剤	○	△	×	無
事務局で処理する医薬品	事務局で処理のみ	13 その他	×	×	×	無

注)○印は審議、△印は報告、×印は審議・報告なしを示す。

10 動物用体外診断用医薬品の場合

区分		調査会	部会	分科会	諮問の有無
1	測定項目又は原理が新しいもの	○	△	×	無
2	その他	×	×	×	無

11 動物用医薬品殺虫剤(動物に直接適用する殺虫剤を除く。)の場合

区分		調査会	部会	分科会	諮問の有無
1	新有効成分を含有する動物用医薬品	○	○	△	有
2	殺虫剤たる既承認動物用医薬品と成分組成、用法、効能、剤型のいずれかが異なるもの	○	△	×	無
3	その他	×	×	×	無

注)○印は審議、△印は報告、×印は審議・報告なしを示す。

12 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく新規及び既存化学物質の判定

			部 会	分 科 会	諮 問
判 定	1	第1種特定化学物質の指定の可否	<input type="radio"/>	△	有
	2	第2種特定化学物質の指定の可否	<input type="radio"/>	△	有
	3	第1種監視化学物質の指定の可否	△	×	無
	4	第2種監視化学物質の指定の可否	△	×	無
	5	上記以外の場合	△	×	無
指 示	1	第1種監視化学物質に係る有害性調査の指示	<input type="radio"/>	△	有
	2	第2種監視化学物質に係る有害性調査の指示	<input type="radio"/>	△	有
認定等	1	第2種特定化学物質の製造等の制限に係る認定	<input type="radio"/>	△	有
	2	第1種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品を定めること	<input type="radio"/>	△	有
	3	第1種特定化学物質を使用することができる用途を定めること	<input type="radio"/>	△	有
	4	第2種特定化学物質が使用されている場合に輸入予定数量等を届け出なければならない製品を定めること	<input type="radio"/>	△	有

13 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく対象化学物質の選定

			部 会	分 科 会	諮 問
選 定	1	第1種特定化学物質の指定の可否	<input type="radio"/>	△	有
	2	第2種特定化学物質の指定の可否	<input type="radio"/>	△	有

14 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく有害物質等基準の設定

			部 会	分 科 会	諮 問
設 定	1	有害物質等基準の設定の可否	<input type="radio"/>	△	有

注)○印は審議、△印は報告、×印は審議・報告なしを示す。

申し合わせ

平成13年1月23日

薬事・食品衛生審議会薬事分科会

当分科会における調査審議方法等について、次のとおり申し合わせる。

1. 医薬品等の承認、再評価等の調査審議において、部会又は調査会(以下「部会等」という。)に、申請者からの依頼により作成された申請資料に著者として名を連ねたもの、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第2条第3項に規定する治験責任医師、同条第4項に規定する製造販売後臨床試験責任医師、同条第11項に規定する治験分担医師、同条第12項に規定する製造販売後臨床試験分担医師、同令第18条第1項に規定する治験調整医師、治験調整委員会の委員、動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第2条第3項に規定する治験実施責任者、同条第4項に規定する市販後臨床試験実施責任者、同条第11項に規定する治験担当者、同条第12項に規定する市販後臨床試験担当者、同令第18条第1項に規定する治験調整責任者、医学・薬学・獣医学・生物統計学等の専門家等として申請資料の作成に密接に関与した者(以下「申請資料作成関与者」という。)である委員が含まれている場合には、部会等における審議及び議決は、次によるものとする。
 - (1) 申請者から申請資料作成関与者のリストの提出を受け、これに該当する委員がある場合には、部会長(調査会にあっては、調査会座長。以下同じ。)は、当該品目の審議開始の際、その氏名を報告する。
 - (2) 申請資料作成関与者である委員は、当該品目についての審議又は議決が行われている間、審議会場から退室する。ただし、当該委員の発言が特に必要であると部会等が認めた場合に限り、当該委員は出席し、意見を述べることができる。
2. 医薬品等の承認、再評価等の調査審議において、部会等に、申請者からの依頼によらずに作成された資料であって提出資料として利用されたものに著者又はコントローラーとして名を連ねた者等その作成に密接に関与した者(以下「利用資料作成関与者」という。)である委員が含まれている場合には、部会における審議及び議決は、次によるものとする。
 - (1) 申請者から利用資料作成関与者のリストの提出を受け、これに該当する委員がある場合には、部会長は当該品目の審議開始の際、その氏名を報告する。
 - (2) 利用資料関与作成者である委員は、当該資料については発言することができない。ただし、当該委員の発言が特に必要であると部会等が認めた場合に限り、当該委員は意見を述べることができる。
3. 1の場合の他、申請者との間で、審議の公平さに疑惑を生じさせると考えられる特別の利害関係を有する委員は、部会長に申し出るものとする。この場合には、1の(2)と同様とする。
4. 以上の場合は、その旨を議事録に記録するものとする。